

三重県市町村職員共済組合

m i e

共 済 N E W S

5

2024年
5月
No.659

C O N T E N T S

令和6年度 事業計画と予算の概要.....	P.2~4
オンライン健康セミナー(ウォーキング編)参加者募集.....	P.5
被扶養者の資格確認調査を実施/ 標準報酬月額の設定決定.....	P.6~7
特定健康診査のご案内.....	P.8~9
公的年金制度のしくみ/年金情報のお知らせ.....	P.10~11
病気で休んだときの傷病手当金/ お知らせ(物資あっせん特別セール).....	P.12~13
三重県外の福祉医療費助成制度適用者は届出を.....	P.14
「生活年金プラン」・「訴訟費用保険」中途加入のご案内.....	P.15

よご
旧四郷村役場(四郷郷土資料館)(四日市市)
新紙幣の肖像に採用された渋沢栄一と深く親交のあった10世伊藤伝七の寄付により、大正10年に建設され、昭和57年に市の有形文化財に指定されました。
令和6年3月23日にリニューアルオープンしたこの資料館では、四日市の近代産業発展の歩みを学ぶことができます。

令和6年度 | 事業計画と予算の概要

令和6年2月20日に第170回組合会が開催され、令和6年度の事業計画と予算が議決されました。

《 共済組合の基礎数値(令和6年度末見込み) 》

所属所数	市14、町15、一部事務組合等32
組合員数	29,289人(前年度比 331人)
被扶養者数	19,357人(前年度比 ▲125人)

平均標準報酬月額	短期	336,692円
	長期	385,252円

短期経理

皆さんの医療費の支払いや出産、死亡、災害、休業等の各種給付と、高齢者医療制度の拠出金や介護納付金等の支払いを行っている経理です。

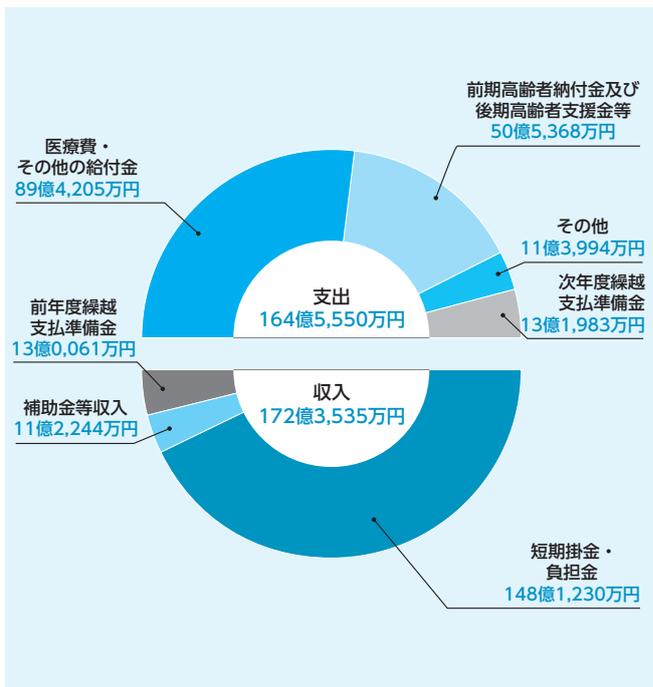
令和6年度の短期経理については、組合員数の増加と診療報酬の改定により、医療費の増加が見込まれますが、高齢者医療制度への拠出金が約12億8千万円減少する見込みです。

このことから、約8億円の当期利益金が発生し、年度末時点で約22億円の剰余金を保有できる見込みであることから、財源率を「千分の99」に据え置くこととしました。

また、介護分については、令和6年度の介護納付金が増加する見込みですが、令和5年度末で剰余金が見込まれることや、定年延長による組合員数の増加に伴う掛金負担金収入の増加が見込まれることから、財源率を昨年度の「千分の16.94」から0.4ポイント引き下げた「千分の16.54」としました。

当組合では、第3期データヘルス計画を策定し、疾病予防対策や健康管理の推進等に取り組んでいます。皆様のご協力により、保健事業の特定健診、特定保健指導の実績値が高い水準を維持しており、令和6年度も後期高齢者支援金の減算対象となっています。

● 短期経理の収支見込み(介護分を除く) ●



年金関連経理

いずれの経理も、掛金や負担金を徴収して、全国市町村職員共済組合連合会へ払い込む経理で、当組合における損益金は発生しません。

厚生年金保険経理

厚生年金の給付等に係る保険料を徴収する経理です。

保険料率(掛金分)は、民間企業に勤務する人の厚生年金保険と同じ「千分の91.5」となります。

退職等年金経理

新たな公務員制度として創設された退職等年金給付に係る費用を徴収する経理です。

標準報酬月額に対する掛金率は、昨年度と同じ「千分の7.5」となります。

退職等年金給付は、各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利子とともに毎月積み立てます。これを累積した額が年金原資となるため、その額を毎年5月頃に「給付算定基礎額残高通知書」(11ページ参照)でお知らせします。

経過的長期経理

旧職域年金相当部分の給付、既裁定の公務障害・遺族年金に係る負担金を徴収する経理です。

標準報酬月額に対する負担金率は、「千分の0.0990」から「千分の0.0953」に引き下げられました。

業務経理

短期給付(医療)と長期給付(年金)に係る事務費や人件費など、共済組合の諸経費を賄う経理です。

主な収入は、地方公共団体からの事務費負担金のほか、短期経理からの繰入金と全国市町村職員共済組合連合会からの交付金です。

今年度は、短期給付と長期給付に係る事務費として、組合員1人当たり11,962円が予算措置されています。

保健経理

皆さんの疾病予防・健康づくりを目的とした保健体育推進事業や宿泊施設の利用助成のほか、人間ドック、がん検診などの助成、特定健康診査及び特定保健指導などを行う経理です。

財源率は、昨年度に引き続き「千分の3」となりました。

令和6年度も、組合員と被扶養者の健康管理のために、健康ウォーキングなど様々な保健事業を実施します。

- * 健康セミナーについては、より多くの組合員に参加していただけるよう、参加対象者の年齢制限を設けず、全組合員を対象としています。
- * 当組合と所属所が共同で保健事業を行うコラボヘルス事業を、5所属所で実施する予定です。



● 保健事業の助成一覧 ●

事業の種類		対象者	助成額
人間ドック	1泊2日コース	満40歳以上の組合員・被扶養者	組合員は一律20,000円 任継・被扶養者は一律15,000円を助成 * 令和6年度の募集は終了しています。
	1日コース	満35歳以上の組合員・被扶養者 (受診枠の範囲で35歳未満の組合員も可)	組合員は一律20,000円 任継・被扶養者は一律15,000円を助成 * 令和6年度の募集は終了しています。
	巡回コース	組合員・被扶養者で希望者全員	7,000円を助成
脳ドック		満40歳以上の組合員・被扶養者	15,000円を助成 * 令和6年度の募集は終了しています。
がん検診助成	胃がん検診	組合員・被扶養者	3,000円を助成
	前立腺がん検診		1,500円を助成
	婦人がん検診		3,000円を助成
宿泊施設利用助成	リゾートクラブ 里創人倶楽部 伊勢志摩 (旧サンペルラ志摩)	組合員・被扶養者	令和6年度から1泊2食で利用した場合4,000円を助成 それ以外(素泊まり等)で宿泊した場合は2,000円を助成
	相互利用協定宿泊施設		1泊につき2,000円を助成
健康ウォーキング助成		組合員	ウォーキングイベント等に5回の参加で健康グッズを進呈

助成の詳細については、当組合ホームページをご覧ください。

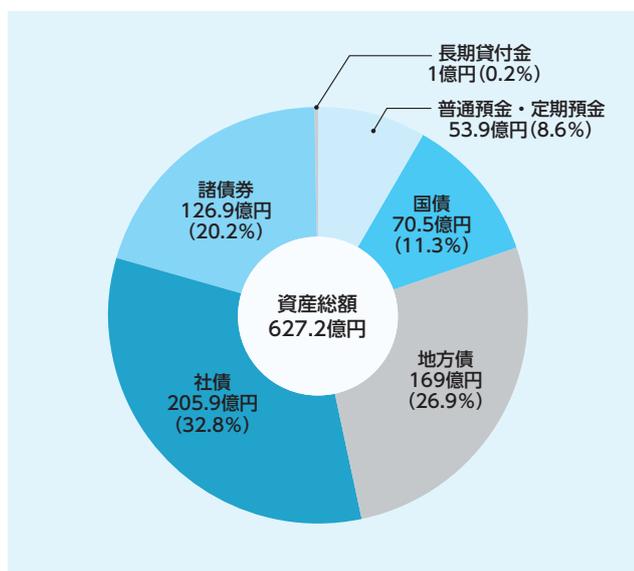
貯金経理

加入者の皆さんからお預かりした資金を、主に国債や地方債などの債券や定期預金で運用し、その利益金を貯金利息としてお支払いします。

貯金利率は、昨年度に引き続き年0.90%です。

令和6年度末見込み	
貯金額	608億7,109万円
加入者数	9,483人
1人当たりの貯金額	642万円
加入率	32.4%

● 貯金経理の資産割合(令和6年度末見込み) ●



貸付経理

マイホームの新築・購入や、入学・修学などに必要な資金の貸付けを行う経理です。

貸付利率は、昨年度に引き続き年1.26%です。新規貸付額より償還額の方が多く、貸付残高の減少傾向が続いています。

令和6年度末見込み	
貸付残高	8億2,949万円 (前年比▲2,129万円)
貸付件数	871件 (前年比▲20件)

物資経理

自動車やガソリン、薬などの生活物資のほか、住宅、補聴器などのあっせん事業を行っています。

令和6年度の物資の月賦販売に係る経費率は、昨年度に引き続き年1.24%です。

また、入院等の短期給付や遺族年金を補完する保険として「生活年金プラン」を取り扱っています。



宿泊(サンペルラ志摩)経理

施設の売却により、買主から2億3,800万円余りが入金され、将来の改修費用として積み立ててきた約5億円と合わせた約7億円が資産として、令和6年度末に残る見込みです。残った資産は、令和7年度に保健経理に移管して、人間ドックや宿泊助成などの保健事業を行う費用に充てられます。

【お問い合わせ】 総務課庶務係 ☎ 059-253-2701



ウォーキングの効果を 高めるために “歩く”を学ぶ

健康ウォーキング
参加者必見!



オンライン健康セミナー 【ウォーキング編】参加者募集

令和6年8月24日(土)午前10時～午前11時30分
Zoom開催(ミーティング入室開始：午前9時50分～)

安全かつ効率的に、安定して歩くための「歩行能力」を高めるセミナーです。
普段の歩行を振り返り、未来の健康リスクとの関連性を探ります。また、歩行効果を高める知識と方法を実践的に
習得できます。(講義30分+運動60分)
9月～11月に開催予定の健康ウォーキング参加前に“歩く”を学んで、ウォーキング効果を高めましょう!

開催方法

オンラインにより開催します。「Zoom」を使用します。
利用にあたり通信料が発生しますので、Wi-fi環境下での操作を推奨します。

対象者

組合員

募集人数

100名

参加費

無料

申込方法

次のいずれかの方法で、お申し込みください。

① 左の二次元コードからメールを送信する。

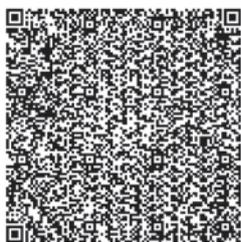
※必要事項を入力して送信してください。申込時のメールアドレスに、当組合からセミナー参加に必要な情報をお送りします。

迷惑メールの設定をしている場合は、ドメイン指定受信で「m-kyosai.jp」を許可する設定をしてください。

※二次元コードでメールが送信できない場合やメール本文が表示されない場合は、左記メールアドレスに空メールを送信してください。申込用のメールをお送りします。

② 当組合へFAX等で「申込書」を送付する。

※「申込書」は、当組合ホームページからダウンロードしてください。



hoken@m-kyosai.jp

申込締切日

令和6年8月2日(金) 共済組合必着

準備物

PC又はスマートフォン・水分補給するための飲み物・動きやすい服装・タオル(床に膝をつく動きのときに使用)・いす・任意で筆記用具やメモ用紙

【お問い合わせ】 保険課健康係 ☎ 059-253-2704

被扶養者の資格確認調査を実施します

被扶養者の資格確認調査は、被扶養者として認定されている方が、引き続き認定要件を満たしているかを確認するための調査で、当組合では毎年7月から8月にかけて実施しています。

調査対象者

令和6年4月1日現在で18歳以上の被扶養者
(令和6年5月1日以降に認定された被扶養者は除きます。)

調査方法

各所属所の共済組合担当課を通じて、「被扶養者資格確認届書」を6月下旬に配付します。
必要事項を記入し、期限までに各所属所の共済組合担当課へ提出してください。

添付書類

被扶養者の状況に応じて、必要書類を「被扶養者資格確認届書」に添付してください。

被扶養者の状況	必要書類
学生	在学証明書(令和6年4月1日以降に発行されたもの)又は有効期限が記載されている学生証の写し
無収入(配偶者と学生以外)	令和5年分の所得証明書
年金収入がある(個人年金以外)	最新の年金額改定通知書の写し
父母の片方のみが被扶養者になっている	認定されていない父母の収入が確認できる書類
農業・事業等の収入がある	令和5年分の確定申告書と収支内訳書の写し
別居している(配偶者と子以外)	組合員からの仕送りが確認できる被扶養者名義の預金通帳の写し
給与収入がある	被扶養者の勤務状況により、 <u>下記の書類</u> を提出してください



被扶養者の勤務状況	必要書類
令和5年1月以降に就職した(その後に退職した場合も含まれます。)	「給与支払証明書(資格確認用)」(当組合指定様式) *当組合ホームページからダウンロードできます。
令和4年12月以前に就職した勤務先で現在も勤務中	令和5年分の所得証明書又は令和5年分の源泉徴収票
令和4年12月以前に就職した勤務先を令和5年中に退職した	<u>退職日の記載がある</u> 令和5年分の源泉徴収票
令和4年12月以前に就職した勤務先を令和6年中に退職した	・令和5年分の所得証明書又は令和5年分の源泉徴収票 ・ <u>退職日の記載がある</u> 令和6年分の源泉徴収票
令和5年中の収入が一時的に認定限度額※を超えた(年収の壁・支援強化パッケージ)	被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書 *当組合ホームページからダウンロードできます。

※年額130万円。60歳以上又は障害年金受給要件を満たす程度の障害をお持ちの方は年額180万円。

状況によっては、他の書類をお願いすることがあります。

お願い

必ず期限までに提出してください。

期限までに提出がない場合は、組合員被扶養者証(保険証)を無効とする場合があります。

被扶養者の認定要件を欠くことが分かった場合は、速やかに認定取消手続きを行ってください。

認定取消手続きが遅れると、遡って医療費等を返還していただくことになります。

令和5年中の収入が一時的に認定限度額を超えたとき (年収の壁・支援強化パッケージの適用について)

厚生労働省から示された「年収の壁・支援強化パッケージ」により、収入が一時的に認定限度額を超えたとしても、原則として被扶養者認定が取り消されないことになりました。対象となる場合は、『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』(所定の様式)を添付してください。

対象となる場合

- 雇用契約書等を踏まえて認定限度額未満で勤務している方で、人手不足による勤務時間の増加等に伴って一時的に収入が増加し、令和5年中の収入が認定限度額を超えたとき。

対象外となる場合

- 雇用契約書等を踏まえて、収入の見込額が恒常的に認定限度額以上となること明らかなき。
- 被扶養者自身が社会保険の被保険者になったとき。
- 営業など、特定の事業主と雇用関係にないとき。



詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



標準報酬月額の時決定を行います

● 時決定とは

「時決定」とは、現在の標準報酬の月額と実際に受けている給料及び手当との間に大きな差が生じないように、4月から6月までの期間に受けた報酬の平均額を標準報酬等級表に当てはめ、その年の9月以降の標準報酬の月額を決定することです。なお、時決定の対象者は、7月1日に組合員である方(休業中、休職中、欠勤者を含む。)になります。

● 時決定の保険者算定(算定結果が著しく不当となる時)

業務の性質上、季節的に報酬が変動することなどから、時決定の方法で標準報酬の月額を算定することが著しく不当であると認められる場合については、年間の報酬の平均額を用いて標準報酬の月額を保険者(共済組合)が算定します。

● 産前産後休業を取得した時

4月から6月までの間に産前産後休業を取得した場合は、産前産後休業を開始した日の属する月以前1年間の報酬の平均を用いて、標準報酬の月額を保険者(共済組合)が算定します。

※算定方法などの詳細は、当組合ホームページをご確認ください。



【お問い合わせ】 保険課資格調定係 ☎ 059-253-2703

年に1回 健康診査を受けましょう!!

当組合では、法律に基づき40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)をはじめ、主な生活習慣病に着目した特定健康診査を実施しています。

対象者のご自宅宛てに、「特定健康診査等のご案内」を7月上旬に送付します。

『一年に一度の健康チェック!』です。健康に自信のある方も、ぜひ健康診査を受診してください!

対象者

下記の要件を全て満たす組合員とその被扶養者(任意継続組合員を含む。)

- 令和6年4月1日時点で組合員等の資格がある方
- 40歳から74歳までの方
- 当組合の人間ドックを受診しない方

注: 職場の健康診断を受診した組合員の方は、対象となりません。

なお、職場の健康診断の対象でない短期組合員の方で、上記の要件を全て満たす方には、所属所(勤務先)を経由して右ページの1を案内します。

右ページのいずれかご都合の良い方法を選んで、早めの受診をお願いします。
(詳細は、「特定健康診査等のご案内」に同封の冊子をご覧ください。)

送付物

男性用

1・2の案内を送付します。

緑色
封筒



女性用

1・2・3の案内を送付します。

透明な
封筒

(昨年度イメージ)

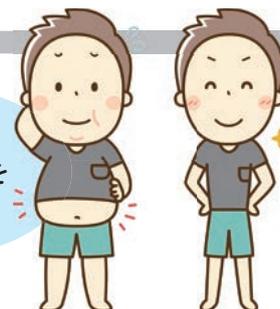


特定保健指導

特定健診の結果、生活習慣病のリスクがあり、生活習慣の改善が必要な方には、「特定保健指導」を行います。

保健師、管理栄養士などの健康管理のプロによるサポートのもとで生活習慣病を改善しましょう。

マイナス
2センチ2キロを
目指そう!



1 <特定健康診査>

受診方法：「特定健康診査等のご案内」に同封する「特定健診受診券(セット券)」で、ご自身で指定の医療機関を予約して受診してください。

検査内容：身体測定・理学的検査・血圧測定・検尿検査・血液検査(医師が必要と認めた場合は、血清クレアチニン検査・心電図検査・眼底検査・貧血検査を行います。)

費用：基本検査は**無料**です。

受診期間：令和7年3月31日まで
(組合員の資格喪失や被扶養者の認定取消となった場合は、受診できません。)

2 <パート先等健康診断>

パート先等で健康診断を受診した場合、健診結果等を当組合に提出していただくことで、特定健康診査を受診したことになります。

受診方法1又は3を受診していない方で、下記の①～③を提出していただいた方に、当組合から1,000円分のクオカードを進呈します。

- ① 使用していない「特定診査受診券(セット券)」
- ② 「特定健康診査(質問票)」(全ての事項に記入があるもの)
- ③ 令和6年4月1日以降に受診した健康診断結果(特定健康診査の検査項目全てを含むもの)

3 <共同巡回健診> **女性専用**

受診方法：「特定健康診査等のご案内」に同封する「2024年度 共同巡回健診 日程表」をご覧ください、インターネット又はハガキから予約して受診してください。

健診会場：三重県内及び近隣県内で実施

健診日程：会場ごとに開催日が設定されています。(8月～12月の土日を含む。)

検査内容：**基本検査**

特定健診の検査項目(身体測定・血圧測定・検尿検査・血液検査)
+心電図・便潜血検査・胸部レントゲン検査・眼底検査

オプション検査

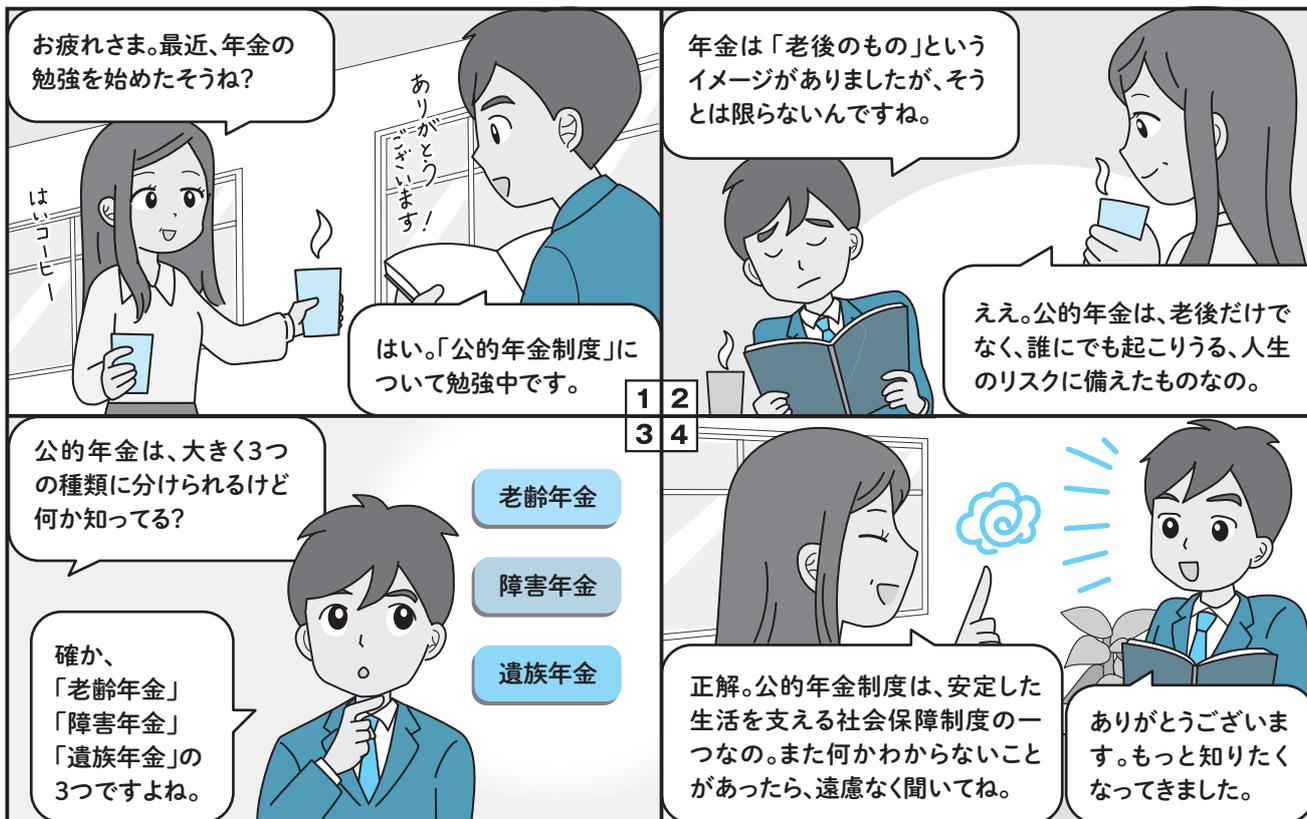
胃部レントゲン検査・腹部超音波検査・骨密度測定・眼圧検査・
婦人がん検査(子宮頸部がん・マンモグラフィ・超音波)ほか

費用：基本検査は**無料**です。

オプション検査は、自己負担があります。なお、オプション検査の胃がん検診・婦人がん検診は、がん検診助成後の金額で受診することができます。



公的年金制度のしくみ

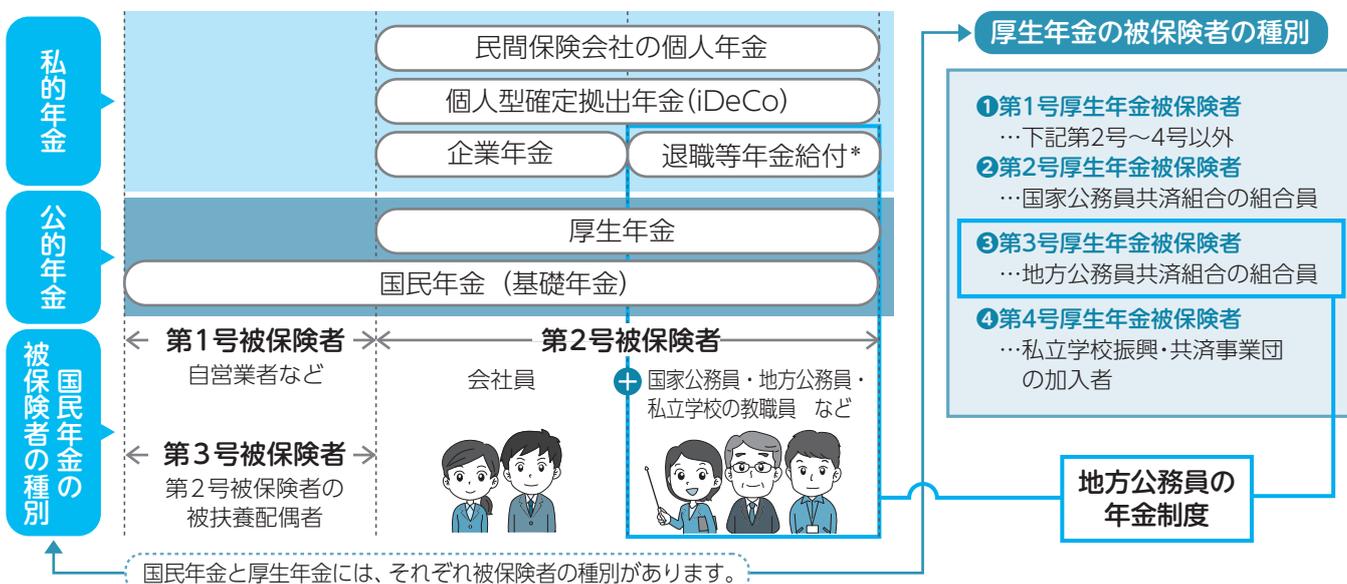


公的年金制度とは、被保険者の老齢・障害・死亡に対して年金給付等を行うしくみで、みんなで暮らしを支え合う社会保障制度のひとつです。

現在の公的年金制度は、全国民を対象とした「国民年金」、民間企業に勤めている人や公務員、私立学校の教職員を対象とした「厚生年金」の2種類があります。

また、公務員独自の年金として「退職等年金給付」があり、公務員としては3つの年金制度に加入します。

公的年金制度の体系



*退職等年金給付とは、平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分が廃止されたため、新たに創設された公務員独自の年金制度です。「退職等年金給付」は、平成27年10月以降の組合員期間について支給されます。なお、平成27年9月30日以前の組合員期間については、「経過的職域加算額」として支給されます。

年金の種類

年金といえば、老後のためのものと思われがちですが、万が一障害を負ってしまったときの年金や、家族を残して亡くなってしまったときの年金もあります。

	老齢年金	障害年金	遺族年金
給付事由	65歳になったとき	障害の状態になったとき	亡くなったとき
国民年金(基礎年金)	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金 障害手当金	遺族厚生年金
退職等年金給付	退職年金	※公務障害年金	※公務遺族年金

※公務障害年金と公務遺族年金は、公務による場合に支給されます。

年金情報のお知らせ

地共済年金情報webサイトで閲覧できます

組合員の方は、ご自身の年金加入履歴や老齢厚生年金等の見込額、標準報酬月額等の記録、保険料納付額、年金払い退職給付の給付算定基礎額残高を、インターネット上で閲覧することができます。

閲覧するためには、利用申込みが必要です。利用申込みから2～3週間後に、ユーザID通知書が届きます。利用申込みは、地共済年金情報webサイトから行うことができます。

地共済年金情報webサイト

検索

利用時間：24時間365日(サーバーのメンテナンス時を除く。)
<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp>

給付算定基礎額残高通知書をお届けします

退職年金は、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」となっています。この積み立てた原資(給付算定基礎額)の残高について、毎年5月頃に「給付算定基礎額残高通知書」を圧着ハガキでご自宅に送付し、お知らせします。

通知書に表示されている項目

- 1 付与額(保険料)
- 2 利息
- 3 給付算定基礎額残高(年金原資)
- 4 付与率(保険料率)
- 5 基準利率

(入金)期月	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高
前年度末				306569
4月	380000	5700	5	312274
5月	380000	5700	5	317979
6月	1107000	16605	5	334589
7月	380000	5700	5	340294
8月	380000	5700	5	345999
9月	410000	6150	5	352154
10月	410000	6150	20	358324
11月	410000	6150	21	364495
12月	1153000	17295	22	381812
1月	410000	6150	22	387984
2月	410000	6150	22	394156
3月	410000	6150	23	400329
区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
前年度末	306569			
付与額累計	93600	-	-	
利息額	160			
今回通知	400329			
給付算定基礎額等合計	400329			
年金払い退職給付加入期間	1年6月			
付与率	令和5年4月～令和6年3月 1.500%			
基準利率(年率)	令和5年4月～令和5年9月 0.020%			
	令和5年10月～令和6年3月 0.070%			

(イメージ)

【お問い合わせ】年金課 ☎ 059-253-2706

病気やケガで休んだときは 傷病手当金が受けられます

組合員が病気やケガ(公務・通勤災害を除く。)のために勤務を休み、報酬が支給されないときは、その勤務ができなくなった日から起算して4日目から、傷病手当金が受けられます。

また、報酬の一部が支給されている場合でも、傷病手当金の給付日額が報酬の日額を上回った場合は、その差額分を受けることができます。

支給期間	病気、ケガの場合は、支給開始日から通算1年6か月間 結核性の病気については、支給開始日から3年間	
給付日額	1日につき 標準報酬日額×2/3	
標準報酬日額とは…	支給開始月を含んだ過去12か月間の標準報酬月額(※)の平均額を22(日)で割った額に相当する額	

※組合員期間が12か月未満の場合は、下記の①又は②のいずれか低い方を標準報酬月額とします。

- ①支給開始月を含んだ組合員期間の全期間の標準報酬月額の平均額
- ②支給開始月の属する年度の前年度の9月30日における全組合員の標準報酬月額の平均額



- 報酬の一部が支払われているときは、傷病手当金との差額だけが支給されます。
- 受給者が同一の病気やケガにより障害厚生年金、障害基礎年金又は障害手当金を受けるときは、傷病手当金が障害給付を上回る場合に、その差額分だけが支給されます。
- 勤務を要しない日(土、日曜日など)及び出産手当金が支給されている期間中については、支給されません。

傷病手当金と報酬との調整方法

傷病手当金の支給期間に報酬の全部又は一部を受けていた場合の調整については、病気休暇や休職中に支給される報酬等を日額にした金額(報酬日額)と、傷病手当金の給付日額を比較することによって行います。

- ①報酬日額≥給付日額→傷病手当金の一部支給は発生しません。
- ②報酬日額<給付日額→給付日額から報酬日額を差し引いた額を、傷病手当金として支給します。

ご注意ください!

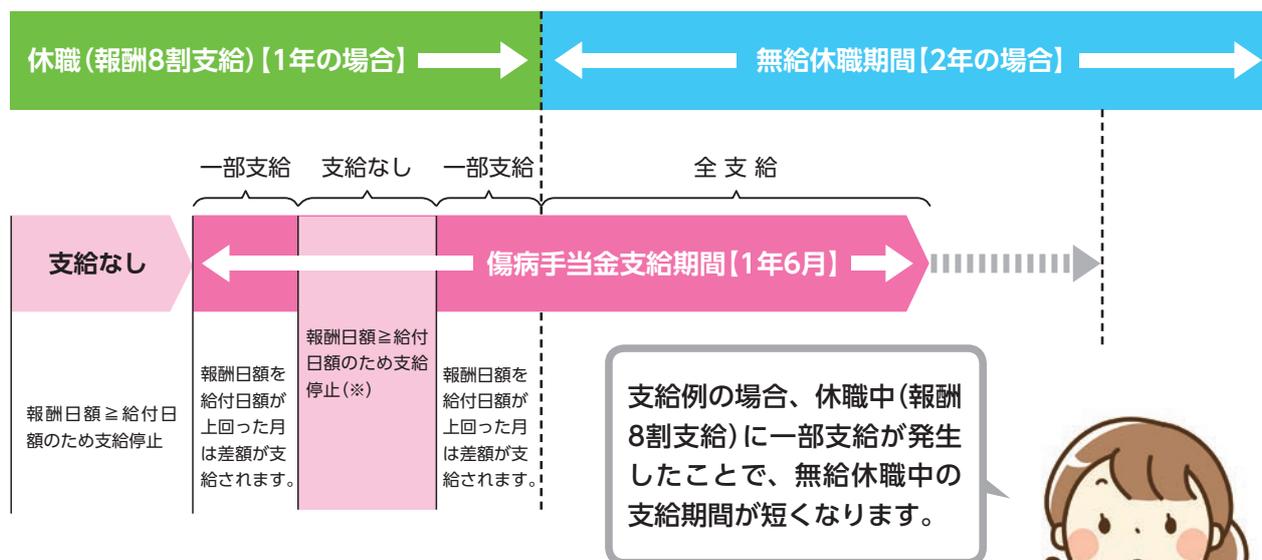
報酬との調整の結果、傷病手当金の一部支給が始まると、傷病手当金の支給のない月や支給額の少ない月があっても支給期間(1年6月)としてカウントされるため、無給休職後の支給期間が短くなります。

また、傷病手当金の一部支給を受け取らずに、無給休職期間から受給を開始するといった選択もできません。詳しくは、右ページをご覧ください。



【傷病手当金が一部支給となる場合のイメージ図】

報酬の一部が支払われているときの傷病手当金の支給例



(※)傷病手当金の一部支給が始まると、報酬日額との調整の結果、傷病手当金の支給がされない月も傷病手当金の支給期間としてカウントされます。



【お問い合わせ】 保険課医療係 ☎ 059-253-2704

お知らせ

● 夏の特別セールのご案内 (物資あっせん事業)

経理課貸付貯金係 ☎ 059-253-2705

贈答用ハム、家庭用常備菓のあっせんを行います。詳細は折込みチラシをご覧ください。
申込方法・納品日等は次のとおりです。

	丸大ハム製品	家庭用常備菓
申込方法	折込みチラシの申込書を[取扱業者]へ郵送(FAX可)	・折込みチラシの申込書を[取扱業者]へ郵送(FAX可) ・Webで申込み
申込締切日	7月18日(木)	6月30日(日)
納品日	6月28日以降	申込受付後3週間程度
送料	無料	無料 (購入金額が4,500円未満の場合は600円)
支払方法	振込み(コンビニエンスストア等)	・振込み(郵便局、コンビニエンスストア) ・Web申込みの場合はクレジットカード払いも選択可能



三重県外の市町村で医療費助成を受けている方は共済組合へ届出が必要です

● 附加金等の給付を適正に行うために、ご協力をお願いします ●

共済組合では、組合員や被扶養者の医療費の自己負担額が一定額を超えた場合に、附加金等※の給付を行っていますが、三重県外にお住まいの組合員と被扶養者で、居住地の市町村の福祉医療費助成制度の適用を受けている方については、助成後の自己負担額に基づき、附加金等の給付額の計算を行います。

附加金等を適正に給付するため、「福祉医療費受給資格者証」が交付された方や既に当該資格者証をお持ちの方は、当組合へ届出をお願いします。

※同一月に同一の医療機関で支払った自己負担額が25,000円(上位所得者は50,000円)を超える場合、組合員には「一部負担金払戻金」、被扶養者には「家族療養費附加金」が支給されます。

届出が必要な福祉医療費助成制度とは？

福祉医療費助成制度とは、地方自治体が一定の条件を満たした方に対して、医療費の自己負担額の全部又は一部を助成する制度です。

届出の必要な助成制度は次のとおりです

- ① 市町村の乳幼児医療費(こども医療費)助成制度
- ② 重度心身障害者医療費(障がい者医療費)助成制度
- ③ ひとり親家庭医療費助成制度
- ④ 市町村独自の条例等において定められた医療費助成制度

共済組合への届出方法

新たに福祉医療費助成制度の適用になった場合や適用から外れた場合は、所属所の共済組合事務担当課を通じて、「共済組合員申告書」又は「共済被扶養者申告書」で届出をしてください。

申告書の様式は、共済組合ホームページからダウンロードできます。



用紙のHPへのリンク



※三重県内にお住まいの方は、附加金等を優先して給付し、附加金等の支給後の自己負担額に基づき、福祉医療費助成金が給付されるため、届出は不要です。



届出が遅れると、支給された附加金等を共済組合に返還していただくことがありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ】 保険課医療係 ☎ 059-253-2704

「生活年金プラン」

「訴訟費用保険」中途加入のご案内

申込書は所属所共済組合担当課へ
申込締切日：令和6年6月14日(金)
責任開始期：令和6年9月1日(日)



- 「生活年金プラン」は、死亡、高度障害、入院、手術、ケガによる通院、携行品損害、賠償責任などに備える制度です。
- 「訴訟費用保険」は、業務上の行為に起因する訴訟がなされた場合に、その訴訟費用・損害賠償金を補填する制度です。
- 短期組合員の方も、加入ができます。

※責任開始期(加入日)は、令和6年9月1日(日)です。
責任開始期以前に組合員資格を喪失する場合は、加入できません。

※ご案内資料は、新規組合員の方のみ配付していません。そのほかで加入を希望される方は、所属所の共済組合事務担当課にお申し出ください。

生活年金プランのおすすめポイント

- ① 団体契約で、お手頃な保険料で加入できます。
- ② 1年ごとに精算する配当金^{※1}で、実質的な負担が軽減される可能性があります。
(配当金は、「生活年金プラン」のうち一部商品^{※2}のみに支払われます。)

【ご参考】実質保険料負担軽減イメージ

35歳^{※3}・男性、生活年金プランHコース(死亡保険金年金額1,900万円)に加入の場合



【保険内容のご相談】 ☎052-951-9102 (平日9:00～17:00)

制度引受会社の明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 法人営業第二部の職員が対応します。



制度内容詳細は、パンフレットをご覧ください。
パンフレット等は、左の二次元コードからもご覧いただけます。既加入者でご自身のお客様IDとパスワードがわかる方は、そちらを利用してログインしてください。ご自身のお客様IDとパスワードがわからない又は未加入の方は、右の団体共通ID・パスワードでログインしてください。

団体共通ID

数字
a0000172

パスワード

yqze6627

- ※1 配当金について、中途加入の場合は、6か月で収支計算を行います。
- ※2 配当金の還付対象は、「生活年金プラン」「わいどプラン」「医療保障」で、その他の制度については配当金はありません。配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ※3 記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝令和6年3月1日現在満39歳6か月を超え40歳6か月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※4 記載の配当金、実質月払保険料は、令和2～4年度の平均配当率を基に算出しています。



あじの脂肪で血流をサポート/ あじの和風カルパッチョ

1人分 エネルギー 115kcal 塩分 0.7g

- 材料 (2人分)**
- あじ(刺身用)2尾
 - みょうが1個
 - かいわれ大根 10g (1/6パック)
 - 青じそ4枚
 - A
 - しょうが(すりおろし) 1/2かけ分
 - しょうゆ 小さじ1
 - 酢 小さじ1
 - ごま油 小さじ1/2

- 作り方**
- あじは三枚おろしにして皮をむき、ひと口大に切る。みょうがは縦半分に切り、薄い斜め切りにする。かいわれ大根は根元を切り落とし半分の長さに切る。青じそは千切りにする。
 - 小さいボウルにAを入れ、混ぜ合わせる。
 - 器にあじを並べ、みょうが、かいわれ大根、青じそをのせ、Aを回しかける。



薬味を添えて不飽和脂肪酸の酸化を防ぐ



あじは、良質なたんぱく質を多く含む魚。他の青背魚より脂肪は少ないものの、血中コレステロール値や中性脂肪値を下げて血流をよくするDHAやEPAなどの不飽和脂肪酸が豊富です。ただし、不飽和脂肪酸は酸化しやすいのが欠点。酸化すると、

過酸化脂質に変化して老化を促進させます。これを防ぐためにも、新鮮なものを購入することが大切です。また、不飽和脂肪酸の体内での酸化を抑制してくれるかいわれ大根や青じそなど、抗酸化力のあるビタミンCやEが豊富な食材と一緒にとるとよいでしょう。